

連鎖視点からみる辛亥革命と日本

山室 信一

はじめに

古代ローマの政治家であり歴史家であったタキトウスは『年代記』において「民衆というものはいつも政変を待ち望みながら、しかもそれを恐れているのだ」との記述を遺している。おそらく、変わりなき日常に倦み、変革を心待ちにしながらか、しかし根底的な変革をどこかで恐れるという心象は、空間を越え二〇〇〇年という時間の距たりを経ても変わらないのかも知れない。

それはまた「改革の精神は必ずしも自由の精神ではない。なぜならば、改革の精神は、改革を欲しない民衆に対して

それを強制しようとするかも知れないからである」とJ・S・ミルが『自由論』において危惧したように、改革というものがそれを欲しない人々に対しては強制としてだけしか現れないという事実が厳然としてあることを本能的に察知しているからなのかも知れない。

しかしながら、変革という跳躍を敢えて試みるしか、眼前の閉塞感を打ち破る方途はない、という想いが人々を行動に駆り立て、歴史を作りだしてきたことも紛れもない事実であろう。さらに、変わりたくとも変わりようのない状況が続くなかで変革への願望が一層増幅され、死の跳躍にも似た選択が行われたことも少なくはなかった。あるいは

現実においては叶わないことが明らかであるがゆえに、革命という行為が理想化され、その実情から目を逸らすことにもなってきたことも否定できない。

他方、「戦争と革命の世紀」二〇世紀を経た現在、何らかの特定の未来像を掲げて根底的な変革を試みることへの警戒感は強く、革命や変革という用語によって社会的実践が鼓舞されるという事態は起こりにくい状況にある。こうした思想状況の中であって、二〇一一年に百周年を迎えた辛亥革命を考えることの意味は東アジア世界の各国で当然に異なったものとならざるをえないであろう。

まず、憲法前文において中国共産党による革命達成の前史として辛亥革命を位置づけている中国本土では、写真集をはじめとして出版物も多く、一〇年ごとに開催されてきている辛亥革命周年記念シンポジウムや記念行事なども百周年という節目を迎えて各地で様々な意匠をもって開催された。ただ、発表された成果をみる限りでは、辛亥革命や孫文を讃えるだけではなく各省における政治・社会情勢の革命前後の変化などに研究関心が向かい、さらには中華民国や国民党についての研究へと焦点が移っているといった傾向が窺われる。逆にみれば、既に辛亥革命研究そのもの

は飽和状態に達して新たな史実や視点を提示することが困難になり、トランスナショナルな視点から辛亥革命を他の革命との比較的視点に置く段階に至っているのかも知れない。にも拘わらず、中国本土において辛亥革命百周年記念事業に力が入られたのは、研究そのものの要請というよりも政治的意図が背後に秘められていることは否定できないであろう。その反面、中国と同じく孫文を国父とし、その遺志を継いだはずの蒋介石と国民党の政治的影響力がなお根強い台湾では記念事業やパレードなどは行われたものの、私の個人的な感触によるかぎり、一般の人たちにとつて辛亥革命百周年も中華民国百周年も心揺さぶる大きなイベントにはなっていないようである。書店の本棚にも関連する記念出版物は殆ど並んではいなかったし、研究者のレベルでも特にホットな話題ではなかった。もちろん、こうした中国本土と台湾における雰囲気の違いの背後には、台湾における独立志向と中国における台湾統合志向という二つのベクトルが複雑に交錯し、歴史記念事業もまた現実の政治的争点と密接に絡まざるをえない状況が反映しているのである。

他方、日本では対立や敵対に彩られた近代史において唯

一とも言える友好の証左として辛亥革命に焦点が当てられることが多かったが、二〇一二年に日中国交正常化四〇年を迎えながらも尖閣諸島問題などをめぐって日中関係が緊迫するなかで辛亥革命にも更なる意味づけが付加されることになっている。その中では、孫文らの革命運動に梅屋庄吉や宮崎滔天や渡邊元などが与えた支援に注目した出版やシンポジウムが日本では相次ぎ、彼らの行動が見返りを求めない「無私」であったことが強調される傾向があり、さらには西川東洋『辛亥革命を成功させたのは日本人だ』

(新生出版、二〇〇八年)というタイトルに端的に示されたような歴史観も繰り返し示されてきている。また、小坂文乃『革命をプロデュースした日本人』(講談社、二〇〇九年)も梅屋庄吉についての史料紹介を目的とした貴重な著作ではあるが、そのタイトルから見ると、日本人が辛亥革命をプロデュースしたかのような誤解を与えかねないものとなっている。

確かに、多くの日本人がそれぞれの立場から孫文の革命運動に対し物心様々な面で支援したことや辛亥革命に係わったことは史実である。梅屋庄吉や川崎造船所社長・松方幸次郎などの財界人の他、犬養毅、平岡浩太郎、小川平

吉などの政治家、宮崎滔天、清藤幸七郎、北一輝、平山周、萱野長知など「大陸浪人」「支那浪人」と呼ばれた人々、そして秋山真之や武昌蜂起で戦死した金子新太郎といった軍人など、孫文が何らかの形で交流をもった日本人の数は孫文が「志あれば成る」で挙げた人々を始めとして一〇〇〇人にも上るものとされており、日本人と孫文そして辛亥革命の係わりの詳細については今後さらに明らかにされていくに違いない。

しかし、そのことと辛亥革命が成功だったのか、またそれを実際に「プロデュース」したのが日本人であったかどうかは別の次元の問題であろう。それは例えば、幕末にイギリスの外交官アーネスト・サトウ(Ernest Mason Satow)が、将軍は主権者ではなく諸侯連合の首長に過ぎない、新たに天皇及び連合諸大名と条約を結び、日本の政権を将軍から諸侯連合に移すべきである、といった趣旨の「英国策論」(一八六六年)を書き、それが西郷隆盛や坂本龍馬らに強い影響を与えたとして、またイギリスがフランスとの対抗上薩長派を支援したとして、さらにイギリス人貿易商人グラバー(T.B. Glover)が薩長藩士の留学を支援し薩長盟約結成に暗躍し、武器を提供したからといって、

それをもって日本の明治維新を成功させたのはイギリス人であり、明治維新をプロデュースしたのはイギリス人だというイギリス人の主張を日本人がどう受けとるべきか、という状況を想定すれば問題の質は明らかかなはずである。

実際、日本文化を研究している上海の中国人民大学生でも日本人が辛亥革命に係わっていることを知っている人は、数少ない。また、中国で使用されている高級中学課本『高中歴史』などの歴史教科書十数冊を調べても、辛亥革命と日本との係わりを記述したものは二〇一一年段階では無かった。しかし、一九八〇年代の歴史教科書には孫文と宮崎滔天との交流が手描きの挿絵入りで記述され、中国でも辛亥革命を日本人との関連で教えていた時期があった。辛亥革命と日本人との係わりに関する中国の教科書の記述の変化は、中国における日中関係における力点の変容が反映しており、日中間の温度差を示すものでもある。少なくとも辛亥革命をもって日中友好の象徴であるかのように思い込むことは、歴史認識のギャップを深めることになりかねない。いずれにしても、辛亥革命と日本という問題は、単に孫文派と日本人との関係に限定することなく、東アジア近代史のなかに位置づけることが必要であるように私には

思われる。

以上のような辛亥革命をめぐる東アジアにおける思想状況を念頭に置きながら、本稿では辛亥革命と日本との係わりについて連鎖視点によって、その概略を見ておきたい。なお、ここで連鎖視点というのは、あくまで東アジアという空間において、どのような人や思想の交流のなかで辛亥革命が起き、それがそれぞれの政治社会にいかなる歴史的影響を与えたのかを探るための視点あるいは作業仮説として提示するものであり、日本や日本人が辛亥革命をリードした、あるいはプロデュースしたといったことを主張するものではない。そもそも革命運動における孫文の先導的意義は評価するとしても、辛亥革命の勃発そのものにおいて孫文が果たした役割は限られたものであった以上、その孫文を支援した宮崎滔天や梅屋庄吉などの日本人の評価についても再考が必要となるはずである。そして、連鎖とは絶対的影響力をもったということを議論するための視点ではなく、あくまでも断鎖ということと表裏一体のものとして想定するものである。繋がるはずのものが繋がらなかったとすれば、そこにどういう社会の違いや歴史的固有性の違いを見出すことができるのか、ということとを逆照射して探

るための作業仮説でもあり、往々誤解されているようにそれは何ら日本を中心として東アジアの歴史を見ようとするものではない。⁽¹⁾

そして、連鎖視点によって辛亥革命をめぐる中国と日本の相互関係を見れば、その過程は次のように概括できるのではないだろうか。すなわち、当初は自己の文化を捨て去り欧米に同化しようとするものとして中国にとって批判すべき反模範国であった日本が日清戦争や日露戦争を経て一面では模範国になり、さらに再転回して君主制国家として反模範国になって行き、そして逆に日本にとって反模範国であった中国が辛亥革命において日本の一部の人々にとって模範国となり、しかしその後の軍閥割拠のなかで「非国家」と見なされ、そして日本が国民国家形成のモデルを示すとして満洲国が建国されていくことになるという経過をたどることになった。そこでは単に日中両国の問題には収まりきれない欧米諸国やアジア諸民族との関係性が絡みあって現れてくるが、そうした相互の交渉や規定性を明らかにするための作業仮説として連鎖視点を想定するものである。

一 東アジアにおける革命潮流

(1) 明治維新と中国革命の相関性

国民革命における北伐途上の一九二四年一月二三日、日本を訪れた孫文が「日本の明治維新は中国革命の第一歩であり、中国革命は日本維新の第二歩である。中国革命と日本の維新は、実に同一の意義をもつものである」と「長崎新聞記者への談話」⁽²⁾で語り、「そもそも日本の維新は中国革命の原因であり、中国革命は実は日本の維新の結果であって、両者はもともと一つにつながって、東亜の復興を達成するものであります」と犬養毅宛の書簡（二三年一月一六日）に記したことは、良く知られている。それ以前一九一九年には朝日新聞記者へのインタビューに答えて「中国の国民党なるものは、則ち五〇年前の日本の維新の志士である……我が党の志士もまた日本志士の後塵を拝して中国を改造せんと欲するものである」とも述べており、明治維新と中国革命との歴史的因果関連性を意識し、改造すなわち変革における担い手たる志士の「気概」やエートスの同一性をそこに看取していた。

しかし、辛亥革命に至るまでの孫文にとって日本の明治

維新は、克服すべき歴史的前例であれ、なんら模範とすべき変革の態様ではありえなかった。何よりも明治維新が達成したのは、確かに立憲制ではあったにはせよ、あくまでも主権者は天皇一人にある専制制度であるに他ならなかったはずであり、それは孫文らが目的としていた共和制とは相容れなかったからである。そのゆえにこそ、孫文らの革命派は明治維新を模範として変法自強の維新運動を展開した保皇派の康有為や梁啓超、さらには立憲（変法新政）派の張謇らと対立せざるをえなかったのである。それでは孫文は、辛亥革命を達成したことによって、自らの明治維新観を一転させたのであろうか。そうではないことは、前掲の犬養書簡を次のように続けていることから明らかである。すなわち、「中国革命が始まったならば、日本はすべての国力を傾けて、それを援助し、中国を救うことによって自らをも救うべきであります……ところが日本は中国の革命に対しては、一二年このかた、すべて反対する行動に出て、反対が失敗すると、中立を守るふりをしてその場を繕いました」。ここには革命維新の先駆者であったはずの日本が、その後継者たるべき中国革命に対して援助の手を差し伸べるところか、むしろその混乱を利用して第一革命

から第三革命に至るまで自己の権益拡張を図ったことへの批判が提起されている。すなわち、孫文にとって主張の力点は、明治維新と中国革命が一体のものとなることで「東亜の復興を達成する」ことができるはずであったが、その絶好の機会を潰してしまったのが日本の対中政策であったことを指弾しているのである。要するに、孫文が明治維新と中国革命の因果関係を強調したのは、「にも拘わらず日本は」という批判を展開するための措辞でしかなかった。

しかしながら、そのことは孫文が明治維新を全否定したことに直結するものでない。むしろ、そこには辛亥革命に係わった日本および日本人に見られた矛盾が摘示されているとともに、明治維新が何を達成し、何が未完であったのかを日本人が問い直すための鏡として存在していたという事実があるのではないだろうか。すなわち、明治維新が政治・経済のみならず文化や生活までを変革することに成功した総体革命であると評価した人々は、維新革命の成果は中国や朝鮮・韓国さらにはヴェトナムやタイなどにも普及すべきものであり、それによってアジアの諸民族は欧米の支配から解放されるはずであると考えた。他方、明治維新は虚飾としての欧米文明を輸入しただけの外形的革命に過

ぎず、維新後に新たに現れた藩閥や軍閥、政党閥などの專制的支配が国民各員の自由や幸福の達成を阻害しているとして、「第二の維新」を志す人々も少なくなかった。いや、維新とは決して完結されるものではなく、間断なく続く過程として、その過程のなかで批判の契機を見出ししては維新の主張が噴き出るという思想であると見た方が正確であるのかもしれない。そして、宮崎滔天や北一輝らは「第二の維新」としての自由民権運動に遅れてきた青年として中国革命に参与し、「維新革命」であるべきであった明治維新が藩閥専制によって換骨奪胎された事態を挽回するためには中国革命の成功をもって日本に新たな「維新革命」をもたらすしかないと考えたのである。

そして、いずれの立場に立つ人々も中国における維新と革命、朝鮮・韓国における維新と更張、ヴェトナムにおける維新と光復などの変革運動を担う人々と交流することによって、東アジア世界における歴史を創り出してきた。そのことは取りも直さず、東アジア世界史における変革思潮の連鎖という磁場でこそ、辛亥革命という事態がもたらした歴史的意味が鮮明に浮かび上がってくるのではないかという問題意識に私たちを導くものである。

ここではアジアへ日本の変革の成果をいかに伝えるのかという課題とともに、逆にアジアの変革によって日本をいかに変革していくのか、という双面性をもつことになった。とりわけ、意図的に隣国に革命を起こし、それを国内改革の起爆剤にしようとするアジア連鎖革命論とも称すべき運動は、後述するような一八八五年の大坂事件に始まって宮崎滔天や北一輝らに繋がっていったが、それは日本におけるアジア主義の問題とも密接に関連してくるのである。

(2) 日本における連鎖革命論

さて、横井小楠が万延元（一八六〇）年に著した献策書である『国是三論』は、「富国論」、「強兵論」そして人材育成・登用論である「士道論」から成り、まさに明治維新以後の日本の国是の方向性を示すものであったが、ここで変革の象徴的用語として用いられたのが「維新」という語であった。朝鮮の李退溪の思想的影響も受けた儒者であった横井小楠が強調したのは、公議輿論による政治であり、血脈による政治ではなかった。この血脈政治を否定したことが、天皇制批判であると受け取られたことによって、維新直後、参与という維新政府の要職に就いていた横井小楠

は暗殺されたが、この暗殺は横井小楠という個人の命を奪っただけでなく、維新の精神もまた抹殺されたことを意味するのかもしれない。しかし、横井小楠の教えを受けた由利公正が起草に加わった五箇条の誓文において、「広く会議を興し万機公論に決すべし」「上下心を一にして盛に経綸を行ふべし」「官武一途庶民に至る迄各其志を遂げ人心をして倦まざらしめんことを要す」「旧来の陋習を破り天地の公道に基くべし」「智識を世界に求め大に皇基を振起すべし」と掲げたことよって、これらの五箇条は現状を批判する人々にとって維新の精神的基軸と見なされ、その精神を蔑ろにする「閥族」を打破して回帰すべき原点として掲げられることとなった。いった。

薩長藩閥による「有司専制」を批判して起こされた自由民権運動は、「広く会議を興し万機公論に決すべし」という政体を実現すべく、憲法制定と国会開設を求める国民的運動となった。この運動のなかで「田舎紳士」による「平民主義」を唱えた徳富蘇峰もまた、横井小楠の学統に連なっていた。徳富蘇峰が歴史批評家として著した『吉田松陰』（民友社、一八九三年）においては、維新を草莽などの民衆が引きおこした「維新革命」とみなし、その革命の精

神が既に消滅したとして「第二の維新」の必要性を高唱したのである。蘇峰は、日露戦後の三国干渉という事態に直面して「力の福音」を受けたとして、日本の膨張主義と皇室中心主義を主張することに転じ、それに合わせて改版した『吉田松陰』においても松陰を皇室中心主義の首唱者と位置づけることとなった。横井小楠は儒教的な四海同胞主義に基づいて非戦論を主張したが、その小楠の思想を受け継ぐと自負していた蘇峰は皇室が盟主となってアジアを統合することが非戦に繋がると論じたのである。

蘇峰のように思想的「転向」を自覚的に明言しないまでも、明治一四年政変によって憲法制定と国会開設の権限を藩閥政府に独占されてしまった自由民権論者の多くは、既に一八九〇年代までには民権を拡張するためには対外的な国権の拡張が不可欠の要件となるとして、民権よりも皇室を崇戴する国権を重視するようになっていった。頭山満や平岡浩太郎らの玄洋社は中国の軍事的脅威に対応すべく、国権派に転じることを明確にするとともに中国や朝鮮さらにはシベリアにおける日本の国権の確保を目指すに至った。他方、中江兆民や杉田定一らの自由黨員も上海に東洋学館を設立することによって中国で活動する人材の育成を計画

していた。

そして、一八八四年、朝鮮において金玉均や朴泳孝らが日本公使館の守備兵などの支援を得て起こした甲申政変が失敗するや、一八八五年には大井憲太郎や小林樟雄・福田英子らが朝鮮に渡って拳兵し、金玉均らに独立党政権を樹立させ、その衝撃をもって日本の国内改造を図ることを計画した。大井らの計画は資金獲得活動を進めるなかで事前が発覚して一三九名が逮捕され、三一名が有罪となって入獄した大阪事件として知られるが、国内で達成できない変革を隣国において実行し、その成果をもって日本国内を変革しようとする連鎖的運動の端緒となった。

このように日本国内では政治的・軍事的力量に乏しく、実現性も低いために隣国で革命や政変を起こし、その衝撃を日本に反射的にもたらすという方策は、孫文を支援した宮崎滔天などにも見られ、「昭和維新」に至るまで間歇的に噴き出してくることになる。玄洋社や大井憲太郎らの流れを汲む吉倉汪聖・武田範之・大崎正吉・鈴木天眼・大原義剛・内田良平らの天佑俠が一八九四年の甲午農民戦争（東学党の乱）に際して、東学党の全臻準と会見して合流しようとしたのも、そうした動きの一環であった。天佑俠は

日本軍に合同して甲午農民戦争を戦い、その後、内田良平らは一進会の李容九らと日韓合邦運動に従事し、さらに間島などへの満洲移住計画などを進めたが、最終的には韓国併合へと繋がっていった。

他方、明治維新の成果を韓国にもたらすことよって保護国化を推進しようとしたのが、井上馨であった。この甲午更張については明治維新以後の日本の変革を前提に井上が提示した「二〇箇条改革案」よりも、兪吉濬らによる自律的で主体的変革を重視すべきだと主張がある。ただ、この改革に関してはアジア外交を主導していた外務大臣・陸奥宗光が「毫も義侠の精神」によるものではなく、「第一に我國の利益を主眼とするに止める」べきであるとしてうえて、「朝鮮内政の改革とは素、日清兩國の間に蟠結して解けざる難局を調停せんがために案出したる一個の政策」に過ぎず、「余は初めより朝鮮内政の改革その事に対しては格別重きを措かず、また朝鮮の如き国柄が果たして善く満足なる改革をなし遂ぐべきや否やを疑えり」（『蹇々録』³）と、その改革が日清間での朝鮮問題を解決するための政略であるとともに、改革の可能性についても否定的見方をしていたという事実があることを看過することはでき

ない。

中国や朝鮮における変革の必要性を主張しつつ、その変革を中国や朝鮮が自ら断行できない以上、日本が介入せざるをえないというこの論理もまた、辛亥革命以後の中国に対して向けられ、関東軍による満洲領有を正当化するために用いられることになっていった。

このように、日本における変革連鎖論とでも言うべき主張は、日本国内の変革の契機を他国における革命や戦争に求めようとする方向と、日本の変革を成果としてアジアに与えるとして日本の権益拡張を図るという方向で現れることになった。しかし、もちろん、変革の思想連鎖は日本から発するものだけではなく、逆にアジアの隣国に起こって日本に重大な衝撃を与えることも当然にあった。東アジア世界において共和制の国家を生み出すことになった辛亥革命が大きな衝撃をもって受けとられたのは、立憲国家として先進性をもつと自負していた日本社会への反省をもたらすものであったからに他ならない。それでは辛亥革命の革命性とは、いかなるものであったと捉えるべきであろうか。

二 辛亥革命の革命性をめぐって

(1) 辛亥革命の経緯と清末新政の逆説

辛亥革命とは、一九一一年(辛亥)一〇月一〇日の武昌における蜂起をきっかけに各地で革命派が蜂起し、翌一二年一月、孫文が臨時大總統に就任して共和制を宣言して中国史上初の共和国である中華民国が誕生し、二月に清朝最後の皇帝・溥儀が退位したが、革命派は妥協を強いられ、袁世凱が臨時大總統となって実質的に権力を掌握して清朝を倒した中国の民主主義革命である、と一応は定義される。しかし、これは武昌蜂起から清帝の退位までを辛亥革命とするものであり、時間の幅をもう少し広く取った場合、清朝の打破を第一革命とし、袁世凱が国民党の宋教仁を暗殺するなど議会を圧迫したことに対して起きた一九一三年の蜂起を第二革命、そして袁世凱が皇帝に即位しようとした一九一五年から一六年にかけて起きた帝制に反対する護国・護法軍の蜂起を指して第三革命と呼ぶこともある。つまり、辛亥革命とは狭義には一九一一年の革命を、広義には三つの革命を指すことになる。ここからは革命派が挙兵して清朝を倒したものの、その勢力が弱かったために清朝で

軍事力を握っていた袁世凱に成果を奪われたということになり、満洲族を倒して制度的に初めて共和制を宣言したものの、政治革命としてはもちろん社会革命としては成功しなかったという評価が導かれることになる。

事実、革命の経緯をみても、孫文らが想定した計画に沿って実現したものではなかった。何よりも武昌で起きた新軍の蜂起は一九一一年一〇月九日に革命派が爆発事件を起こしたことによって租界警察の捜査を受けて武器や名簿書類などを押収されて逮捕者が出始めたために、死地に活路を見出すべく起こされたものであり、成算が見込まれたわけでは全くなかった。しかし、総督衙門への攻撃が成功し、総督の瑞澂が逃亡したために清朝軍が総崩れになって武昌全体が革命派の手に落ち、湖北軍政府が成立したのである。そして、革命派の黄興や宋教仁も到着していなかったために清朝の軍人であった黎元洪を都督に擁立し、民政長官には諮議局議長であった湯化龍を就任させることになったものである。

他方、孫文はこの蜂起の成功を滞在中のアメリカ・デンバーで新聞報道によって知ったと言われている。そもそも孫文は清朝朝廷のある北京から遠く離れた広州など中国南

部で蜂起するという革命戦略を採っており、失敗を重ねていた。この革命戦略に反対する宋教仁らは揚子江流域を革命拠点とする方針を採り、一九一一年七月末に中部同盟会を組織し、湖北新軍内の革命派の組織であった文学社が兵士に働きかけていた。また、湖北新軍に革命思想を浸透させたもう一つの組織である共進会も湖北・四川・江西などの出身者によって一九〇七年三月、東京で組織されたものであり、孫文らの革命方針に反対して揚子江流域での蜂起をめざすものであった。そして、文学社と共進会の合作が一九一一年九月に実現し、中部同盟会に対し黄興や宋教仁らを湖北に派遣することを要請していたのである。宋教仁は「中央革命、上策となす。しかれども運動易からず。その次は長江流域たり。辺地、実に下策なり」として孫文らの革命戦略を批判しており、中部同盟会においても孫文ではなく黄興を指導者と仰いでいた。

このことから明らかなように、辛亥革命はフランス革命やイギリスのピューリタン革命のように専制政治に反対して内乱が勃発し、首都で国王を処刑して共和制を樹立するという首都襲撃による劇場政治型ともいえる政治革命ではなかった。また、第一次世界大戦を契機にして起きた口

シア革命やドイツ革命などの対外戦争転化型とも異なるタイプの革命であった。それは時期をほぼ同じくして、一九〇年にディアス大統領の独裁に反対してマデロなどの自由主義者の指導の下、各地で蜂起が続いたメキシコ革命により近いものであった。その相似性に関心が寄せられていたのか、農地改革や政治の民主化をめざした運動が一七年憲法に集約されていく過程について、中国のメディアでも注目されていった。

このように文学社・共進会や中部同盟会など、孫文の革命戦略とは異なった方針をもつグループによって辛亥革命の突破口が切り拓かれたことは孫文派の発言力を相対的に低下させた。また、黄興や宋教仁も湖北からの要請に対応できずに武昌蜂起に間に合わなかったことから革命派の内部分閥を複雑化させることになった。

しかし、武昌蜂起の成功は、各地で起きていた鉄道国有化反対運動における清朝への反発や諮議局などを拠点に各省で高まっていた立憲制要求の気運と共鳴して清朝からの独立宣言を呼び起こすことになり、一月末までには二二省の行政区域のうち一四省が独立を宣言していた。ただ、先陣を切った湖北省でさえ革命派がリーダーシップを取れ

なかったように、多くの省で革命派が独力で新政権を樹立できたわけではなかった。いったんは革命派が軍事蜂起を主導したとしても行政を担当する段階では立憲派や郷紳層が実権を掌握する、あるいは軍事蜂起が起こる以前に立憲派や郷紳層が混乱を回避するために省独立を宣言する、といった事態のなかで辛亥革命は進展していったのである。

なかでも革命の成否を大きく左右したのは、経済的な中核となっていた上海において中部同盟会の陳其美が商会や会党などの協力を得て無血革命を成功に導いたことであった。これによって江蘇や浙江などの革命情勢は好転し、南京の攻略も可能となったのである。

こうした革命の推移をたどってみれば明らかのように、辛亥革命そのものにおいて孫文や孫文派が果たした役割は極めて限定されたものであった。その反面、各省の諮議局議員を始めとする立憲派や郷紳層が進んで独立を選択したことが革命を決定づけたのである。このように辛亥革命が地域独立型の革命という特性をもつに至ったのは、清末新政が生んだ逆説でもあった。

西太后は光緒帝が康有為や梁啓超などをブレンとし、日本の明治維新を模範として推し進めた戊戌の変法を弾圧

したものの、義和団事変による衝撃を経て政治・経済制度改革や軍事力強化の方針に転じることになった。こうして始まった清末新政（光緒新政）は清朝の維持を図ることを至上課題としており、中央集権体制の再編をめざすものであった。そして、具体的な法制度の継受にあたってはモデルとして日本の明治憲法体制が注目されたが、これは日露戦争において日本が強大な陸軍力を誇るロシアを打ち破った理由として立憲国家の専制国家に対する勝利であるといった理解がなされたことや立憲改革を行わないかぎり清朝でもロシア同様に革命が避けられないといった危機感によるものであった。そして、継受すべき法制調査にあたる機関として北京に考察政治館（後に憲政編查館）が、各省に諮議局が設置されたが、これらの機関では日本から帰国した留学生が中心となったため日本の議院法や司法制度、官吏制度などに準拠した法制の継受が進むことになった。

一九〇八年には憲法制定に向けた大綱として「欽定憲法大綱」が公布されたが、そこでは「大清皇帝は大清帝国を統治し、万世一系、永永尊戴す」、「君上は神聖尊厳にして侵すべからず」など明治憲法の第一条と第三条に倣った規定が並ぶこととなった。皇帝の大権を拡充し、革命無き国

体とすることによって清朝の存続がめざされたのである。

しかしながら、清朝の権力の確立が企図されたにも拘わらず、結果的にみれば議会制度の導入などによって各地の郷紳層が立憲派として政治的発言力を増したことは、中央政府に対して地方の権力が相対的な独自性を獲得する契機となった。また、武昌蜂起の先鋒となった新軍は、一八九四年に軍隊の近代化に着手した清朝が天津に設けた定武軍を九五年に袁世凱がドイツ軍を模範に編成を改め、新軍あるいは新建陸軍と称するに至ったものである。その後、新軍は各省で編成され、新政が始まると一九〇三年に練兵処が設置され、一九〇五年には陸軍軍制が制定されて全国に三六の新軍を配置することが予定された。この新軍の育成を推進するなかで袁世凱は清朝内で政治的発言権を強め、北洋六鎮を掌握したことによって後の北洋軍閥を形成することになっていった。このように清朝を維持・強化するための軍事力として育成されたはずの新軍において革命派が増加し、さらに各省で編成されていた新軍から日本に派遣された留学生が革命運動の担い手になったことは清末新政が生み出した背理であった。

さらに、その新軍に権力基盤をもっていた袁世凱を革命

軍の鎮圧のために再登用せざるをえなかったことは清朝の運命にとって、更なる逆説であったと言えるであろう。袁世凱は宣統帝即位後の一九〇八年、その権勢が警戒されて外部尚書兼軍機大臣の職を解任されて下野を強いられていたが、清朝政府は袁世凱を湖広総督に任じて革命派の討伐を命じることになった。袁は健康を理由に表向きは就任を固辞しながらも、国会開設や責任内閣の組織などの立憲派の要求を代弁しつつ、軍事上の全権委任などの諸条件を提示して要請に応じる姿勢をみせ、これらの条件が受け入れられると内閣総理大臣の地位に就いたのである。袁は湖北軍政府に攻勢をかけて漢口を奪い、さらには漢口奪回を図る黄興らの革命軍を撃退して武昌にも迫る勢いを示した。しかし、革命派を一挙に撃破してしまえば清朝内において再び発言権を失いかねないため、革命派の脅威を清朝に対しては強調しながら、同時に革命派には軍事的圧力をかけつつ和議を持ちかけることによって革命の命運を決する位置を獲得していった。

他方、各省の状況に目を転じれば、清末新政のための制度整備や新軍建設は多大な資金を必要とし、これにあてるための増税は農民の反対運動や飢饉による米騒動などを引

き起こすことになっていった。一九〇七年から一〇年間に揚子江流域で起きた米騒動や徴税反対闘争は八十余件、参加者も数万人に達しており、その攻撃の鋒先が郷紳層へ向かいかねない事態となりつつあった。そのため郷紳層は自ら向かう反感を清朝政府に転じるために清朝批判を進めることになっていった。そうした中で政治的争点として浮上したのが、鉄道利権問題であった。清朝や各地の郷紳層は鉄道利権を各国から回収し、民営化することによって民族産業の育成を図ろうとしていたが、清朝政府は義和団賠償金や新政の資金を得るために、鉄道国有化を担保に外国からの借款を得る政策に転じたため、中央と地方の対立を生むことになった。これに対する反対運動（保路運動）が四川省などで噴出するなか、鎮圧のために派遣された端方らの軍事力の空隙をついた形で武昌での蜂起が成功したため、これに呼応して各省で新軍が蜂起することとなった。この情勢をみた郷紳層や立憲派は、革命軍の攻撃対象となるよりは革命派の側に立って主導権を掌握する方針を取ったため、各省が連鎖的に独立宣言を発していったのである。しかしながら、各省独立政府の寄り合い所帯にならざるをえなかった革命派には突出したリーダーが存在せず、各

地の革命軍には北京を陥落させるための軍備も資金も不足していた。このように孫文不在のなかで革命は進展していたのであり、各省代表会議において一度は袁世凱が共和制を認めるならば大總統に推すことも決議される事態となっていた。そして、一月二日になって南京が革命軍の手に落ちると南京を首都に定めて、大元帥の選挙がおこなわれて黎元洪が選出されたものの、それ以前の上海の代表会議では黄興が大元帥に黎元洪が副元帥に選ばれていたために新政府の首脳人事の決定は行き詰まってしまった。そうした中、ヨーロッパで革命派への支持を要請していた孫文が一月二六日に帰国したことによって、急遽人事問題の打開が図られたのである。国際的にも知名度の高かった孫文を起用することは、外国からの干渉を避ける効果もあつたし、袁世凱との和議を進めるためにも必要だったからである。このような革命派の動向を睨みながら、袁世凱はイギリスなど中国における権益をまもろうとした列強の支持を背景に、自らが政権を掌握することを企図しつつ革命派と和議交渉を重ねていたのである。

こうして孫文を臨時大總統に選出した臨時政府は一九二二年一月一日をもって中華民国を建国したが、大總統の下

で内閣制を採った臨時政府の九つの大臣ポストのうち六つを立憲派や旧官僚が占めるなど、革命派の勢力は限定されたものであつた。しかも、孫文に要請された任務は袁世凱との交渉妥結に過ぎず、政府も大總統もあくまで正式の政権が成立するまでの臨時の存在に過ぎなかつたのである。

そのため、早くも一月二日には孫文が袁世凱に共和制を維持することを条件に譲位する用意があることを電報で伝えていた。そして、一月二日に孫文は清朝皇帝を退位させること、袁世凱が共和制に賛成して参議院が制定する憲法を遵守すること、皇帝の退位をまっけて袁世凱を参議院で大總統に選出することなどの最終和議案を提示し、これに合わせて参議院では中華民国臨時約法という憲法制定作業が進められることになった。そして、この和議案を受け入れる形で二月一二日に宣統帝溥儀の退位が公表され、ここに二六〇余年に及んだ清朝政府は幕を閉じたのである。

このように見てくれば、狭義の辛亥革命は孫文や孫文派を担い手として達成されたのではなく、むしろ孫文とは異なつた革命戦略をもつた革命派に先導されたものであり、各省において実質的な推進者となつたのは新軍や立憲派の郷紳層であつたということになるであろう。そうした見方

が可能であるとすれば、それらはまさに清末新政によって生み出された新軍と地方分権によってもたらされたものであり、清末新政を積極的に進めた袁世凱が革命の成果を最終的に手中にしたことは革命という課題にとつては背理ではあつたが、ある意味では清末以来の一つの政治過程の帰結であつたとも言えなくはないのである。

(2) 辛亥革命の特質——種族革命と立憲革命——

それでは辛亥革命とは、いったいいかなる特質をもつた革命であつたとみることができるのであるのか。

先ず、何よりも二〇〇〇年来の王朝専制支配が崩壊し、東アジアにおいて初めて共和制を国制に掲げる国家が現れた点を挙げることに異論はないであろう。もちろん、暫定的憲法である臨時約法によつて共和制が定められたことと、それが実現したか否かとは全く次元の異なる問題である。孫文が死に臨んで「革命未だ成らず」との遺囑を同志に託し、「必ず民衆を喚起し、かつ世界で我々を平等に待遇する民族と連合して、ともに奮闘しなければならぬ」と説いたことは、問わず語りに辛亥革命によつては共和制の中国は実現されなかつたという孫文の総括を示すものであつ

た。そのことはまた孫文の革命的生涯が、中国の共和制を実現するためには、世界に対等な共和制の存在が必要であるという認識に至る道程であつたことを物語るものでもある。

しかしながら、共和制革命としては失敗したとしても「滅満興漢」をスローガンとして掲げた民族革命としては成功し、満洲族という異民族支配から解放されて民族の多数を占める漢族が支配的地位を回復したことも確かである。皇帝溥儀が退位し、臨時大總統に就任した二月一三日、袁世凱が満洲族統治に服することを示す弁髪を切つたことは、ある意味で民族革命の成功を象徴する事件であつたとも見なせるであろう。また、革命三尊と称される孫文・黃興・章炳麟のうち章炳麟にとつての革命とは明朝が滅亡して失つていた漢民族の支配権を回復するという意味での「光復」であつたが、章のみならず革命派の多くが満洲族統治の打倒をもつて目的が達成されたと考えており、そのことが袁世凱を臨時大總統にすることに大きな抵抗が生まれなかつた理由でもあつた。

もちろん、民族・民権・民生の三民主義を提示して革命運動の理念とした孫文にとつても、中華の回復という民族

革命の達成は重要な政治課題であった。そして、一九二二年の段階で孫文は、清朝政府を打倒したことによって民族主義と民権主義の二つの課題は達成され、民生主義だけが今後追求しなければならない課題であることを強調していたのである。しかしながら、辛亥革命以後、軍閥による混

戦と列強の干渉という事態に直面するなかで、この民族主義は反帝国主義の対外的民族独立を志向するものへと展開していった。しかも、それに止まらず、満洲族を打倒して民族革命を達成するや否や、多民族国家としての中国を統合していくためには満洲族を排除する民族主義は足かせに転化することとなった。そのため「滅満興漢」というスローガンは漢族・満洲族・蒙古族・回族・蔵(チベット)族の共存を強調する「五族共和」というスローガンに替える必要に迫られることになったが、各民族の定義は不明確であった。もちろん、この五族に含まれない民族も多数存在している以上、「五族共和」は五族以外を排除するスローガンにもなる。そのため、中華民国に在住する人々を包括する民族概念として「中華民族」という範疇が造出されることになったが、「中華民族」は国民統合のためのスローガンとは成り得ても民族概念としては実態のないもの

であった。その意味で、辛亥革命は民族革命として成功したがゆえに、多民族国家としての統合を図っていくうえで大きな困難を内包することになったと言えるであろう。

しかしながら、第一次世界大戦の終結に向けてアメリカのウイルソン大統領が提起した「民族自決主義」に先だつて辛亥革命が民族革命の実例を示したことは、東アジア世界にとつて無視できない意義を持った。当初、日本の国民国家形成に「黄色人種の長男」としての存在意義を見出し、日本に植民地支配からの解放闘争における指導的活動を求めてヴェトナムからの留学生派遣運動としての東遊運動トシユウを指導したファン・ボイ・チャウ(潘佩珠)らが日本での活動に見切りをつけ、中国でヴェトナム光復会を結成したように辛亥革命の成功は東アジアにおける民族独立解放運動を進める人々にとつては目標を指し示す光明となったのである。

以上のような観点とは別に、辛亥革命が法的にはいかなる意味をもつものであったのかについても一瞥しておく必要がある。厳密に言えば、孫文らによる中華民国成立宣言は、国際法的に直ぐに承認されたものでもなく、国内法でも合法的なものではなかったからである。もちろん、あら

ゆる革命は合法的に成立するのではなく、そもそも「合法性の否定のうえに成り立つ正統性」を主張することによって生まれるのが革命である以上、それ自体の合法性云々は問題になりえない。ただ、辛亥革命はそうした一般的な革命論によって一蹴できない過程をたどったことも無視できない。

なぜなら、袁世凱の大總統就任は中華民國臨時政府の要請でもあったが、同時に法形式の上ではあくまで清朝皇帝が袁世凱に共和政体に移るよう指示し、皇帝は退位するものの、外交的には元首としての待遇を受け、紫禁城に留まり、生活費の給付を受けるという「清室優待条件」によって成立したものであったからである。当然に皇帝の称号も維持された。このことは皇帝溥儀が政権を袁世凱に禅譲したとみなすことに他ならなかった。そのため、一方で袁世凱も皇帝の地位に就くことを求めて一九一五年末に皇帝となり、一六年には洪憲という元号を定めるに至ったのである。他方で溥儀自身も復辟を期待し、一九一七年には張勳による北京占領によって一時的に皇帝に返り咲いたものの（丁巳復辟）、最終的には満洲国が一九三四年に帝制を施行したことによって康徳皇帝に即位した。清朝最後の

皇帝であった溥儀は、関東軍に担がれて満洲帝国の最初で最後の皇帝となったのである。辛亥革命は確かに満洲族の支配を終わらせた。しかし、革命派そのものが皇帝を退位させたわけではなかった。そのことが辛亥革命から二〇年近くを経て、溥儀が日本人に復辟の夢を託すことに繋がっていったのである。

三 辛亥革命と明治日本

(一) 日本留学と革命運動

そこで辛亥革命と日本人の係わり方がどのようなものであったのが問題となるが、革命を成功させるためには資金と軍事力と革命思想とを欠かすことはできない。軍事力はまた資金によってもたらされるものであるから、資金を調達することが不可欠な要請となり、孫文の活動の大半はそのために費やされた。そして、辛亥革命における資金の大部分は孫文が「華僑は革命の母である」として謝意を示したようにハワイや南洋の華僑によって提供されたものであった。そして、梅屋庄吉や渡邊元なども可能な限り、資金を融通したことによって孫文ら革命派の活動は可能になったのである。

しかし、軍事力は資金だけによって確保されるものではなく、新軍の兵士が辛亥革命の重要な担い手となったように、武器を操作できる能力や軍事的知識を必要とする。ただ、同じ新軍であっても袁世凱に率いられた新軍の兵士が革命軍にとって打倒すべき敵であったように、なにを忠誠の対象にするかによって全く異なった立場にたつ。革命派となるか反革命派となるかを分かつものとして、思想が果たす役割もそこに生まれるし、革命達成後にかなる社会や国家を作っていくのかを左右するのも法政・経済思想や教育思想である。そうした革命思想や法政・経済思想や教育思想の供給地となったのが日本であった。そして、日本で軍事知識を身につけ、革命思想などを学び取った人々の多くは留学生であり、亡命した革命運動家であった。

日本へ留学生を派遣する政策は、日清戦争以後に報復戦争を回避し、ロシアの南下政策に日中で共同対処するため日本陸軍の宇都宮太郎らや駐清公使であった矢野文雄（龍溪）、東亜同文会の近衛篤磨などによって推奨されたが、これを受け入れて留学生を積極的に派遣したのは張之洞や劉坤一らの総督であった。その後、康有為らが明治維新をモデルとした変法維新運動を進めるなかで日本留学を重視

することになった。変法維新運動は戊戌の政変によって潰えたが、日本の国民国家形成そのものが否定されたわけではなかった。特に康有為らの変法維新運動には最終的に反対した張之洞が『勸学篇』（二八九八年）などを著して日本への留学を勧めたことは、それまで東夷や東海中の「粟散辺土」として文化的にも劣位にあると見なされていた日本で学ぶことに対して新たな積極的意義が見出されることになった。そして、一九〇四年に科挙制度の廃止が決定すると官吏登用試験に代わる資格認定に日本での学歴が勘案されることになったため、留学生の増大をもたらした。その実数は不明だが、二万人にも及んだという試算もある。このように、東アジアにおいて文明の中心とみなされてきた中国が日本に留学生を派遣するに至ったことは、朝鮮やヴェトナムさらにはビルマやインド、フィリピンなどでも日本への注目を促すことになり、限られた人数ではあったものの留学を促すための契機となった。

こうして日清戦争以後に本格的に始まった中国から日本への留学は、各省における新軍建設や議会制導入そして科挙試験の廃止などの条件が重なる中、日露戦争後に急増していったが、そのための受け入れ教育機関も設けられるこ

とになった。中国国内でも留学生派遣の日本語教育機関として多くの「東文学堂」が開校していたが、日本でも予備教育機関が開設されることとなった。講道館柔道の創始者でもあり東京高等師範学校校長であった嘉納治五郎によって亦楽書院（弘文学院、後に乾隆帝の諱「弘曆」の弘を避けて宏文学院と改称）が設けられ、日本語や普通科の教育が実施された。弘文学院に学んだ留学生としては、黄興、陳天華、楊度、胡漢民などの革命運動や立憲運動で重要な役割を果たすことになる人々の他、文学革命をリードした魯迅、帰国後に長沙第一師範や北京大学で教鞭をとって毛沢東や蔡和森などに影響を与えた楊昌濟（娘の楊開慧は女性言語学研究者となった陳寅恪などが知られている。ちなみに、弘文学院の校長となった松本亀次郎は魯迅や周恩来などの中国人留学生への日本語教育に尽力し、『漢訳日本文典』（中外図書局、一九〇四年）、『漢訳日本語会話教科書』（光栄館書店、一九一四年）などを刊行した他、一九一四年

には東京の神田神保町に東亜高等予備校を設立している。この他、中国人留学生のための教育機関としては、早稲田大学清国人留学生部、明治大学経緯学堂、東洋大学日清高等学部、東京同文書院、高等師範学校、東京警監学校、高等警務学堂、千葉・東北などの医学専門学校、岩倉鉄道学校などが開設されていた。

また、法政大学では駐日公使や留学生の要請を受けて梅謙次郎らによって法政速成科が設置されたが、ここからは胡漢民、汪兆銘、譚人鳳、宋教仁、居正などの革命派の人材が輩出している。法政速成科は日本人教師の授業を中国語に通訳して留学生に伝えるという変則教育法をとるものであったが、これは明治初年にフランスから招聘した法学者ポアソナード (G.E. Poissonard) が司法省明法寮や和仏法律学校、明治法律学校などでおこなった法学教育方法に倣ったものであった。これによって語学修得のために要する期間を短縮し、より多くの留学生が専門教育を受講することが可能となったのである。法政大学の本科と法政速成科の出身者は、帰国後に法学教育や法令の起草などにも参与したが、張知本、葉夏声、阮性存らは自治研究所や法政学堂などで法学教育に携わり、汪榮宝、沈鈞儒、孟森、湯化龍らは憲政編查館、資政院、中華民国衆議院や各省の諮議局などで立法に係わっていった。このうち湯化龍は前述したように、武昌蜂起後に作られた湖北軍政府の民政長官

であったが、これは明治初年にフランスから招聘した法学者ポアソナード (G.E. Poissonard) が司法省明法寮や和仏法律学校、明治法律学校などでおこなった法学教育方法に倣ったものであった。これによって語学修得のために要する期間を短縮し、より多くの留学生が専門教育を受講することが可能となったのである。法政大学の本科と法政速成科の出身者は、帰国後に法学教育や法令の起草などにも参与したが、張知本、葉夏声、阮性存らは自治研究所や法政学堂などで法学教育に携わり、汪榮宝、沈鈞儒、孟森、湯化龍らは憲政編查館、資政院、中華民国衆議院や各省の諮議局などで立法に係わっていった。このうち湯化龍は前述したように、武昌蜂起後に作られた湖北軍政府の民政長官

に任じられたが、情報が少ない状況のなかで革命派の主要人物として日本では紹介されていた。例えば、福田和五郎は「しかるに、今度のはすべての革命行動や外国に対する態度などが悉く文明流で従来とはまるで違っていて居る。湯化龍は日本の法政大学の出身で深く国際法を研究したという事であるが、今回の革命軍の秩序の整然たる事や、外国に對しての落度のなきやり方などは恐らくこの人の画策および尽力であろうと思う。それだから私は此度の革命に對してはこの湯化龍という人が最も注意すべき人と思うのである」(『中央公論』一九二二年一月号)との評価を示している。この他、程樹徳は『漢律考』、『九朝律考』、阮毅成は『國際私法』・『中國親屬法概論』などの著作によって中国における法学・法学史研究の先駆者となった。

さらに、法政速成科に出講した岡田朝太郎、松岡義正、小河滋次郎らは一九〇六年以降、北京の京師法律学堂や法政学堂などに教師(日人教習)として招聘され、司法官や監獄官などの養成にあたっている。岡田や松岡らは裁判所の編成法や民法・刑法などの草案起草に与り、小河は北京監獄の設計にあたるなど、清末・民初の中国立憲制導入における思想連鎖に重要な役割を担ったことも留意しておく

必要がある。吉野作造もまたこうした日人教習として中国での実地見聞を広げた一人であった。

また、革命を推進するために不可欠な軍事的な知識や技術の修得においても日本での軍事教育がもった意義は少なくなかった。日本に派遣された軍人としては呉祿貞、黄郛、蔣介石、蔣方震、陳其美、蔡鏗、張羣、李根源、唐繼堯、熊克武などが知られているが、成城学校、振武学校、東斌陸軍学校(寺尾亨が設立)、陸軍士官学校などがその教育を担う機関として機能した。黄郛や蔣介石らは留日陸軍学生の中に丈夫団を組織し、『武学雜誌』を創刊して中国国内に向けても軍事知識の普及を図っている。これらの学校の出身者は辛亥革命の先頭に立ったが、単に軍事知識のみならず詰め襟・金ボタンの学生服が革命服と呼ばれたように、服装や日常的所作などにおいても日本での教練生活の影響は強かったと言われている。

なお、この時期、中国からの留学生として女性が増加したことも重要な意義をもったが、実践女学校、女子美術学校、東亜女学校附属中国女子留學生速成師範学堂などがその受け入れ機関となった。このうち実践女学校は帝国婦人協会の事業として創設され、下田歌子が初代校長となって

日本で初めて制服を定めたことでも知られるが、中国人女子留学生受け入れを積極的に進めたことでも不可欠な役割を果たした。

下田は孫文とも交流があったが、アジアにおける女子教育の普及を意図して一九〇一年に上海で作新社という出版社を設立して雑誌『大陸』を発刊、『日本維新三十年大事記』や『東中大辞典』などの他、下田の『家政学』も翻訳出版していた。下田は家政学を教える桃夭女塾を一八八一年に開設していたが、ヨーロッパにおける視察の中で女性の権利獲得の必要性を痛感し、一八九九年に実践女学校を開校するに至っていた。そして、一九〇二年に清国女子速成科を設置、さらに一九〇五年には清国留学生部に拡充して中国人女子留学生の受け入れを図ったが、ここには「鑑湖女俠」と呼ばれた秋瑾などの革命運動を担った留学生が学んでいる。下田自身は良妻賢母の育成を重視しており、女性が革命運動に加わることに警戒的であったが、秋瑾の「女界革命」をめざす活動を制止することはなかった。他方、秋瑾は下田の意向を知りつつも「女権」拡張のために女性は女性もまた対等な立場で革命を遂行すべきことを主張し、武術会に通って射撃や馬術の練習などを積んでいった。そ

して、孫文らの中国同盟会にも参加、女性による革命運動を進めるために「共愛会」を創設し、雑誌『白話』を刊行している。

こうした女性による革命運動には秋瑾の他、林宗素、方君暎、唐群英、呉木蘭なども参加し、横浜でロシア人のアーキストから爆弾製造方法を学ぶなど、軍事行動にも意欲的に取り組む姿勢を示していた。林宗素や唐群英らはまた女子参政同志会（同盟会）を組織し、『留日女学生雑誌』を刊行して女性参政権の獲得をめざしている。女性参政権は辛亥革命直後の広東で一時期認められるに留まったため、中華民国成立後も唐群英らは「社会の平等を求めるとは、まず先に男女の平権を求めなくてはならない。男女の平権を求めるためには、まず女子参政権がなくてはならない」（『女界代表張群英等上参議院書』『申報』一九二二年二月二七日）として女性参政権獲得運動を持続していった。

こうした女性を含む留学生による革命運動の激化に対して清朝政府は日本政府に対して革命運動に対する取締強化を要請し、これを受けて日本政府は一九〇五年一月に「清国人を入学せしめる公私立学校に関する規定」を公布した。この規定には他校において「性行不良」を理由とし

て退学処分になった学生の入学を禁止する規定が含まれていたため、革命運動への干渉であるとして留学生たちは同盟休校や一斉帰国を呼びかけることよって抗議の意志を示した。この取締規則に抗議して『猛回頭』、『警世鐘』、『獅子吼』などの著書によつて革命思想を喚起した陳天華が「絶命書」を遺して大森海岸で入水自殺するという事件も起きている。この取締規則反対運動において秋瑾は留学生の一斉帰国を主張し、自らも帰国して革命派育成のための拠点として一九〇七年に大通学堂を開校した。さらに光復軍を結成して武装蜂起に備えるとともに、上海では『中国女報』を創刊して女性解放を呼びかけている。しかし、一九〇七年七月、ともに蜂起するはずであった徐錫麟が先に蜂起して失敗すると、秋瑾も処刑されることになった。処刑にあたって遺した「秋風秋雨、人を愁殺す」は人口に膾炙し、女性革命家の壮絶な一生はその後の革命運動に強い影響を及ぼすことになったのである。

四 革命の衝撃と維新の連鎖

(1) 辛亥革命の衝撃と大正維新

以上述べてきたように、辛亥革命が起こるまでの清末中

国における変革運動であった変法維新運動や新政運動などが、明治維新以後の日本の立憲制と連鎖していたことを無視することはできないであろう。また、孫文らの革命運動の進展においても、日本を拠点とした留学生の活動が不可欠な要因となったことも否定できないはずである。孫文は一九〇七年八月に初来日して以後、計一六回の訪日を重ね、滞日期間は八年一〇か月に達し、五八年に及ぶ生涯のおよそ六分の一にもあたる時間を日本で過ごしている。そして、宮崎滔天、平山周、犬養毅、尾崎行雄、大隈重信、頭山満らと交流を重ねたが、その中には一九〇〇年の惠州起義で戦死した山田良政など軍事蜂起に参加した日本人も含まれ、良政の弟である純三郎は孫文の秘書を務めている。

孫文が日本を活動拠点としたことはまた中国革命がアジア的な広がりをもつ契機となり、フィリピンのマリアノ・ポンセや韓国の朴泳孝や兪吉濬らと交流することが可能となったのである。また、章炳麟や張継が一九〇七年に亞洲和親会を組織してインドのダイやフィリピンのポンセ、ヴェトナムの潘佩珠などとアジアにおける被圧迫民族の独立運動のための連携を呼びかけることとなったのも、日本が一時的にアジアの革命運動に拠点を提供できたことによ

るものであった。しかしながら、黄色人種による白色人種への勝利という事態によってアジア被圧民族の解放という期待をかけられた日本は、アジアにおける植民地の解消に向かうのではなく、むしろ自らの植民地拡大を図ることになった。韓国の独立達成という日露戦争における戦目的に反して韓国の保護国化に向かい、満洲の門戸開放を英米に約束したにも拘わらず一九〇七年の日露協商によってロシアと権益の分配を進めた。さらに、アメリカとはフィリピンに関して、フランスとはインドシナに関して、その権益保護を条件に日本の韓国支配を承認させる相互性を要求していった。このような動きはアジア諸民族の警戒心を呼び起こし、日本は「アジアの公敵」すなわちアジアの人々にとって共通の敵と目されるに至ることになった。

こうしてアジアにおける日本のプレゼンスが変化していく中で起きた辛亥革命は、大逆事件直後の日本に大きな衝撃を与えることになった。それはまた韓国併合以後の朝鮮半島統治のための二個師団増設問題などで揺れ動いていた日本の政局や植民地統治にとっても対応を誤れば危地に陥りかねない難題として立ち現れた。清末新政が日本の立憲君主制をモデルにした立憲改革であった以上、日本政府に

とって共和制をめざす革命派よりも先ずは清朝の維持が、次いで袁世凱による政權掌握が望ましい事態と見なされたことは当然であった。この目的を達成するには、中国において多くの権益を持ち、経済的にも革命の帰趨を決するイギリスの意向を無視することはできなかった。そのため日本は、日英協調を基本として列国との共同干渉によって清朝の維持を図る方針であったが、イギリスは袁世凱と革命派との講和を斡旋し、袁世凱も共和制を受け入れる方針に転じたため、共和制を阻止することは困難となった。日本は「飽くまで英国と協調し、英国が清国共和なるも干渉せざる方針なるにより之に同意する」（『原敬日記』一二年二月二六日）以外、独力で事態を收拾することはできなかったのである。

しかしながら、伊集院彦吉駐清公使は袁世凱に立憲君主制の樹立を要請しながら、他方では満洲・蒙古への日本の勢力拡大と引き替えに革命派を援助することも考えていた。また、財界には革命派への武器援助を条件として蘇省鉄路公司借款、漢冶萍公司の日中合弁を条件とする借款供与、対清航運業への進出を目的とした招商局借款などイギリスの勢力範囲への割り込みを図る動きもあった。さらに満洲

では参謀本部の一部と川島浪速らが反革命派の宗社党や内
蒙古の部族とともに満蒙を独立させるといふ第一次満蒙独
立運動を計画していた。この計画に対しては、列強から孤
立することで却って利権獲得を不利にしかねないと判断し
た陸軍中央によって中止命令が出されるなど、日本政府と
陸軍、財界そして出先機関がそれぞれの迷惑をもって一貫
性を欠く対応を繰り返すことになった。徳富蘇峰は、こう
した日本の辛亥革命以後の対中政策について「右の手に為
さんとする事は左の手にて打ち消し、遂に何らの計上すべ
き成功をもたらさず、その総勘定は、ただ支那の何れの党
派よりも感謝されず、而して何れの党派よりも怨まれ、も
しくは侮られたるに過ぎず」（『大正政局史論』民友社、一九
一六年）と批判したが、まさに日本の中国政策の混乱はこ
こに始まったのである。

他方、辛亥革命の思想性を高く評価し、その衝撃を日本
の内政改革のための起爆剤とすべきことが強調されたこと
は、連鎖視点からみて重要な論点となるものであった。中
華民国が建国した一九一二年、日本も大正という新時代を
迎えていたが、アジアにおいて最初の共和国が出現したこ
とは、西園寺公望と桂太郎による「桂園体制」の下で閉塞

状況にあった日本に衝撃を与え、「閥族支配・憲政擁護」
の運動を活性化させて大正政変を促す要因ともなった。一
九一〇年、辛亥革命の前年に詩人の石川啄木によって書か
れた評論「時代閉塞の現状」は、自然主義文学批判を骨子
とするものではあったが、その題名によって当時の日本社
会の時代状況を適確に言い当てた論考であった。石川啄木
にとつて閉塞状況にあったのは、大逆事件後の日本だけで
はなく、東アジアの現状でもあった。啄木は韓国併合に際
して、「地図の上朝鮮国にくろぐろと墨をぬりつゝ、秋風を
聴く」、「誰そ我にピストルにても撃てよかし伊藤の如く死
にて見せなむ」などと歌つて批判していたが、啄木はまた
社会主義者を通じて中国人留学生が革命運動を進めている
という情報も得ていた。それゆえ、武昌起義の報に接する
と啄木は「革命戦が起つてから朝々、新聞を読む度に、支
那に行きたくなります。そうして支那へ行きさえすれば、
病気などはすぐ直ってしまうような気がします」と友人に
書き送っていたのである。

革命戦争中の中国に渡りたいという啄木の希望は叶えら
れることなく終わったが、中国同盟会会員であり『革命評
論』の同人として「遅れてきた自由民権論者」でもあった

宮崎滔天や北一輝たち、そして章炳麟や劉師培、張繼などと交わっていた大杉栄などの無政府主義者たちにとって辛亥革命は、大逆事件以後「冬の時代」に入っていた日本にとって大きな光明として立ち現れていた。社会主義者の片山潜は孫文らが日本を模範として革命を起こし、「平民的共和国」を建設しつつあることを称賛しながら、翻って「然るに今や我々日本人は閩族の野心家のために、折角建設したる憲法政治の運用を妨害されて、現に国民は閩族打破・憲政擁護の絶叫を取ってせざるをえない羽目に苦しんでいる。支那四億の先達たるその青年を奮起せしめた、その模範のわが維新の革命が、五〇年後の今日において尚かかる有様であるとは、遺憾と言おうか、慚愧と言おうか、吾輩は実に適當なる言葉を見するに苦しむ」（支那の革命と孫氏の覚悟『東洋自由新報』一九一三年三月五日号）と慨嘆していたように、中国の革命の進展は日本の維新革命の沈滞を映し出す鏡となっていたのである。

そこではまた「大正の維新は、ある意味において第二の支那革命なり」（支那革命と我が閣僚政治『日本及日本人』一九一三年一月一五日号）とジャーナリストの稲垣伸太郎が喝破したように、中国革命との連鎖によって大正維新を

達成すべきだという意識が同時代感覚として生じていたのである。永井柳太郎もまた「支那人に代りて日本人を嘲る文」（『中央公論』一九一三年一月号）において「今回の革命たるや其の主眼とする所けつして王朝の変更のごとき小事に非ず、其政治制度を根本より改革して、彼の波斯、土耳其等に於ける革命と同じく、支那を以て支那人の支那と為さんとする運動也。少なくとも国民的自覚より来れる思想上の一大産物也。嗚呼此世界的思潮、自主的精神、此高大なる思想を真に了解し得たるもの日本人中果して幾人かある」としてイランやトルコの革命などと一連の革命の一環に位置づけ、さらにそのアジアにおける革命に繋がるものとして大正維新を達成すべきだと見ていたのである。

もちろん、辛亥革命が大正維新に繋がることには警戒感も強かった。皇室中心主義を掲げていた徳富蘇峰は共和制の国家が隣国に生まれることは日本の天皇制にとって著しい脅威となると強調したが、同様の論調も決して少なくはなかった。これに対し、中野正剛が「何を苦しんでか対岸の火災を杞憂し、これが影響を警戒するを要せん」（『対岸の火災』『東京朝日新聞』一九一二年一月）と批判して日本が改革に着手する必要性を訴え、自ら中国に渡って革命の

動向を報道したのは自由民権運動の再生を企図していたからでもあった。

このように辛亥革命は日本の政局や政治思想に衝撃を与えたが、憲政擁護を掲げて内閣打倒運動を推進した人々の全てが辛亥革命を直接的に模範としていたわけではない。

しかしまた、辛亥革命によって促された大正維新は、スローガンだけで打ち上げ花火のように消えてしまったわけでもなかった。辛亥革命の中国を見聞した北一輝や中野正剛そして朝鮮に駐留して辛亥革命の成功に歓喜した石原莞爾などが昭和維新を唱えるにあたっては、辛亥革命以後の中国の激動を無視することなどできなかったからである。いや、昭和維新を必要としたのは、何よりも中国の動きに対応するためであったというべきかもしれない。

(2) 中国ナショナリズムの衝撃と昭和維新

黒龍会から派遣されて中国に渡った北一輝は、「日本教育が今の革命思想を産みたるもので、多い時一万五千、前後を通じて幾万の留学生、即ち四億万漢人のあらゆる為政者階級の代表的子弟に日本の国家主義、民族主義を吹き込んだから、排滿興漢の思想が出来たのだ」として「日本は

中国革命の父であり、新国家の産婆である」と断定していた。しかし、同時にまた中国における民族主義の勃興は祖国の権益を守るために、いかなる国とも衝突を引き起こす可能性を孕んでおり、中国が今後、親日となるか反日となるかは日本の対中政策によって決まってくることを警告していたのである。

確かに、辛亥革命の精神的母胎となった民主主義思想や立憲思想そして民族主義思想などを留学生や亡命政客が学び取り、革命団体としての同盟会を結成した地が日本であり、武装蜂起を指導した軍人の多くが日本の成城学校や陸軍士官学校などで軍事教育を受けていたことは無視できない事実であった。北一輝が重視したのは、そうした日本における教育がナショナリズムという思想を涵養し、それが滅滿興漢の民族主義を振起して辛亥革命を引き起こしたという連鎖であった。しかし、ナショナリズムが辛亥革命を引き起こしたとすれば、そのナショナリズムは反転して辛亥革命の混乱に乗じて権益拡張を図る日本へと差し向けられることになることも必至であった。

日本が革命思想の母胎を提供はしたとしても、それは親日思想を意味しないだけでなく、逆流してくる中国ナショ

ナリズムの矢面に日本が立つことは避けられないという北一輝の予感も対華二カ条要求問題で実現した。対華二カ条要求は中国ナショナリズムや国民外交の思想に火をつけ、袁世凱が対華二カ条要求を受諾した五月九日は「国恥」記念日とされて、その後、今日に至るまで反日感情を呼び起こすこととなった。北一輝が『支那革命外史』⁽⁵⁾において指摘したように、「革命党が日本思想系なりというをもつて親日主義というは全く没理なり」、「革命党がある場合において最も強烈なる排日運動の中堅」となっていたのが現実であった。

そして、一九一九年、五・四運動のうねりを上海で見聞していた北一輝は、中国革命に自らが携わってきたことを総括し、新たな課題が何であるのかを確定すべく『日本改造法案大綱』を四〇日間で書き上げた。

そこでは「自分は十有余年間の支那革命に与れる生活を一抛して日本に帰る決意を固めた。十数年間に特に腐敗墮落した本国をあのままにしておいては、対世界策も対支策も本国そのものも明らかに破壊であると見た。さうだ、日本に帰ろう。日本の魂のドン底から覆へして日本自らの革命に当たろう。それには雑多に存在し行動している本国の

革命的指導者にだけなりとも、革命帝国の骨格構成の略図をでも提供する必要がある。然り、全亜細亜の七億万人を防衛すべき「最後の封建城郭」は太平洋岸の群島に築かるべき革命大帝国であると。斯くしてこの法案を起草し始めたのである⁽⁶⁾と記して、中国革命よりも日本自らの革命に着手すべき時機が到来したことを確認していたのである。そして、幾たびか書き直された『日本改造法案大綱』の変革思想は、第一次世界大戦後の総力戦体制に対応する国家体制への改造を要求する運動、そして世界大恐慌後の農村疲弊を憂慮する農本主義運動などと合流しながら二・二六事件となって暴発し、軍部による政治介入を深めていくことになった。

他方、金玉均の朝鮮変革運動を支持し、孫文を生涯にわたって信頼し続けた宮崎滔天もまた自らが中国の革命運動に加わったことの意義について第一次世界大戦後に問い直すことになった。宮崎滔天は連載架空問答「炬燵の中より」の中で「君はなぜ中国革命に費やした努力と熱意をもつて、なぜ日本の改革に尽くさなかったのか」という問いに対して「自分の生国を打ち棄てておいて、他国の革命事業に没頭するなぞ一種の酔狂沙汰だぞ!」「今後の支那

は最早私共の無力な声援を要しませぬ……遺憾ながら私共は支那に於いて無用の長物なのです」と何よりも先ず自らの国の革命に邁進しなかったことを悔悟する口吻を漏らしていたのである。

北一輝や宮崎滔天をはじめとして多くの日本人は、中国における革命の達成のために腐心した。しかし、そこには様々な思惑があり、打算があり、挫折があった。その清算の仕方もまた多様であったが、滔天のように自らを無用視し臍をかむ思いに襲われた人も少なくなかったであろう。

だが、自国の変革と他国の変革、そのいずれにどのような係わるのかという煩悶が生じたこと自体、民族や国境で区切られることなく、人々が思想で共鳴しあう時代があったことこの反証でもあったのではないだろうか。

おわりに

このように明治維新に始まるアジアの革命潮流は、タイのチャクリ改革、トルコのタンジマート改革、イラン立憲革命などと遙かに共鳴しあいながら、一八八四年の朝鮮における甲申政変、一八九四年の朝鮮における甲午更張、一八九八年の中国における変法維新運動、そして一九〇一年

からの清末新政、一九一一年の辛亥革命を経て、さらには日本における大正維新や昭和維新へと繋がっていった。また、「革」命と維「新」から一字づつを取った「革新」は、大正から昭和における国家社会主義から共産主義まで、いわゆる右翼から左翼まであらゆる思想や運動におけるスローガンとなつたし、統制経済をめざす岸信介や椎名悦三郎などの「革新官僚」による変革をめざす運動にもなった。さらに戦後においては韓国の朴正熙における「維新体制」構想にも繋がっていった。

もちろん、仔細に見ていけば、東アジアの各国で起きた維新、革命、更張、革新という変革の現れ方は、あくまでも歴史的一回性をもつものであった。変革を促した動因としては外発的な契機があっただけでなく、それぞれ内発的な要因の違いもあるし、単に同時代的な現象に過ぎなかったものを当代の人々が敢えて結びつけようとした局面もあった。また、そもそも明治維新をどのような「維新革命」と捉えるのかについては、明治時代以来、今日に至るまで様々な議論が展開されてきており、定説を得ているわけではない。さらに、アジアにおける変革のもう一つの焦点となる辛亥革命についてもそれをいかなる革命として捉

えるべきかについても再検討の余地がある。しかし、明治国家を超えることを課題としていた辛亥革命は、日本人が中国革命に日本さらには世界の革命に向けた跳躍板となることを託するに足るものであったことも否定できない。

そこで最後にあたって、孫文が「そもそも日本の維新は中国革命の原因であり、中国革命は実は日本の維新の結果であって、両者はもともと一つにつながって、東亜の復興を達成するものであります」とその繋がりを敢えて強調した意味とは何であったのか、を確認しておく必要がある。

そこで孫文が日本人に訴えたことは、「中国革命と日本維新は正に一つの意味のものである。惜しむらくは日本は維新ののち強盛になるとともに、却って中国革命の失敗の意味を忘れてしまい、そこで日中の感情は日増しに疎遠になった」(一九二三年一月二三日、長崎での新聞記者への談話)ということであった。

その論理的構成は、一九二四年の「大亜細亜主義」演説において、日露戦争の勝利が有色人種の民族意識を覚醒し、独立運動を鼓舞したことを自らの見聞体験を交えて語りながら、「今後日本が世界文化の前途に対し、西洋覇道の鷹犬となるか、或は東洋王道の干城となるか、それは日本国

民の詳密な考慮と慎重な採択にかかるとあります」と日本人が過去の歩みを踏まえて今後の進路選択について自省を促したことが同軌のものであったはずである。この最後の箇所が講演の際には語られず、その後書き加えられたものであるとしても、孫文の意図を疑うことはできないであろう。⁽⁸⁾

こうした辛亥革命以後の日本の対中政策について孫文が強調していることは、明治維新と辛亥革命の繋がりとというよりも、辛亥革命あるいは中国革命の失敗の原因を作ったのは日本の外交政策であり、それによって日中両国の国民感情が互いに疎遠になっていったという、まさに断鎖の事実他にならない。言うまでもなく、交流が深まることはまた対立や抗争が激しくなるということにもなり、理解や信任よりも誤解や齟齬が深まるということをも意味している。

さらに、辛亥革命を東アジア世界の歴史の中で考える場合、一九一〇年の日本による韓国併合が中国における革命運動が韓国に波及することを予防的に防ぐという意図があったと内田良平らが考えていたことも看過できない。そして、韓国併合後に活発化した抗日武装闘争に対処するために必要とされた朝鮮駐在の二個師団増設問題が大正政変

のきっかけとなったことなどに鑑みれば、一九一〇年以降の東アジアにおける国際秩序の変動は、そこに第一次世界大戦という世界性をもった事件が重なることによって、世界的に新たな相貌をもって私たちの前に現れてくるように私には思われるのである。

(1) これまで私は連鎖視点を採ることによって、欧米からの思想や制度が中国における西学として東アジア各地にもたらされ、西学を受容した日本がその後、留学生などを通じて欧米の学知を継受し、そこで作られた新学が東学となつて一時期において日本が欧米と東アジアの知の結節環となつた、という史実を提示してきた。ここでは、欧米から東アジアへの当初の知の結節環となつたのは、まず中国であり、次いで日本であつたことを指摘していることに重点があつた。このように思想連鎖において日本が知の結節環となつたという事実を指摘することは、決して日本が近代アジアを作つたといった類の主張をするものではない。この点については、『思想課題としてのアジア―基軸・連鎖・投企―』（岩波書店、二〇〇一年）を参照戴きたい。

(2) 孫文の全集としては広東省社会科学歴史研究室他編『孫中山全集』（中華書局、二〇〇六年）などがあるが、ここでは参照の便宜を考慮して、孫文の文章および書簡

からの引用は、伊藤秀一ほか訳『孫文選集』全三巻（社会思想社、一九八五年）、小野川秀美『孫文・毛沢東』（中央公論社、一九八〇年）などに依る。

(3) 引用は、中塚明校注『蹇々録』岩波文庫版に依る。

(4) 一九一一年年一月五日付・清藤幸七郎宛て北一輝書簡（内田良平文書研究会編『内田良平関係文書・第一巻』芙蓉書房出版、一九九四年、三三〇～三三三頁）。

(5) 『支那革命外史』（一九一五年）の引用は、『北一輝著作集』第二巻（みすず書房、一九五九年）に依る。

(6) 北一輝『日本改造法案大綱』第三回の頒布に際して告ぐ（一九二六年）の引用は、『北一輝著作集』第二巻（みすず書房、一九五九年）に依る。

(7) 宮崎滔天「炬燵の中より」（『上海日日新聞』一九一九年二月～三月）の引用は、『宮崎滔天全集』第三巻（平凡社、一九七二年）に依る。

(8) 孫文の「大亜細亞主義」演説についての詳細は、陳徳仁・安井三吉編『孫文・講演「大アジア主義」資料集』（法律文化社、一九八九年）参照。

（やまむろ しんいち・京都大学人文科学研究所教授）

